

## 延期事由の証明者(第6号様式)

申請者の区分		延期事由				
		指導改善研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・ 外国の教育施設等 で教育に従事 外国の地方公共団 体の機関等に派遣	専修免許状を 取得するため 大学院の課程に在籍	教員となった日 から有効期間の満了 の日(又は修了確認期 限)までの期間が2年2 月未満
教育職員 校長(園長)、 副校長(副園 長)、教頭 実習助手、 寄宿舎指導 員、学校栄 養職員、養 護職員	公立学校	校長の証明	校長の証明 ※校長本人の 場合は教育委 員会	同左	同左	同左
	国立学校	—	校長の証明 ※校長本人の 場合は法人の 長	同左	同左	同左
	私立学校	—	校長の証明 ※校長本人の 場合は法人の 長	同左	同左	同左
	共同調理 場に勤務 する学校 栄養職員	—	場長の証明 ※場長本人の 場合は教育委 員会	—	—	—
指導主事、社会教育主 事その他教育委員会に おいて学校教育又は社 会教育に関する専門的 事項の指導等に関する 事務に従事している者		—	所属長の証明 ※所属長本人 の場合は任命 権者	同左	同左	—
国・地方公共団体の職 員等で、上記の者に準 ずる者として免許管理 者が定める者		—	所属長の証明 ※所属長本人 の場合は任命 権者又は雇用 者	同左	同左	—
その他文部科学大臣が 定める者		—	所属長の証明 ※所属長本人 の場合は任命 権者又は雇用 者	同左	—	—

※休職は、心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職のみ該当する。その他の理由による休職は該当しない。

※病気休暇は、原則として、引き続き90日以上病気休暇のみ該当する。

※旧免許状所持者のみに該当する事由(新たな免許状の授与・免許状の授与から修了確認期限までの期間が10年未満であること)については、証明は不要。